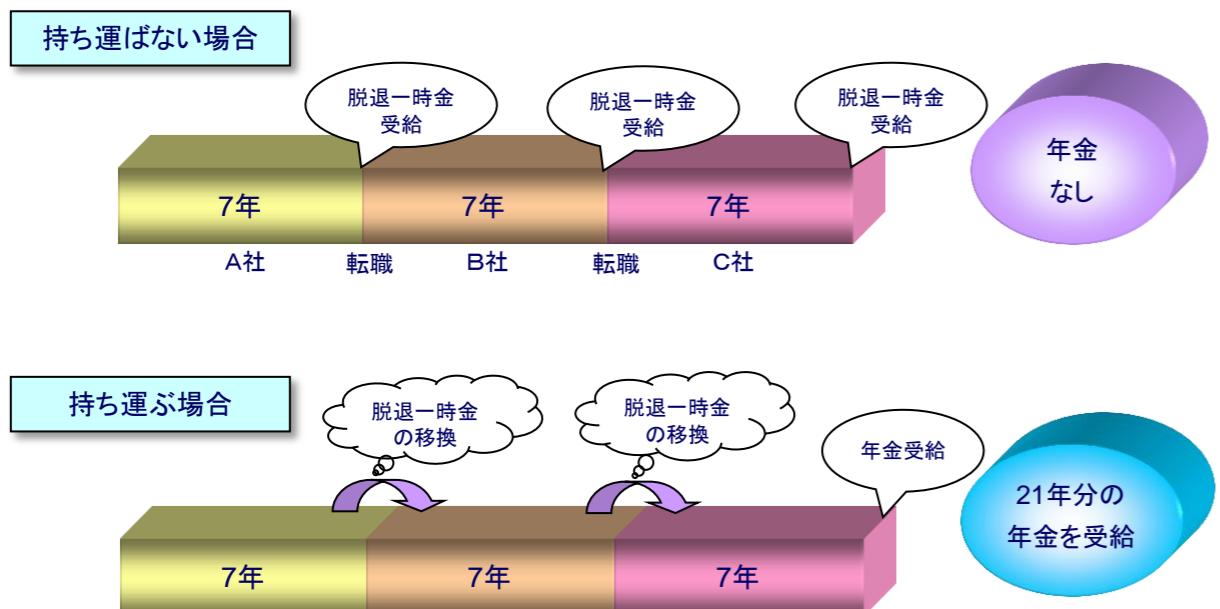


資格喪失者の皆様へ②

DB(基金型)

年金制度から支給する脱退一時金の取り扱いについて(ご説明)②

シロキ工業企業年金基金(以下「当基金」といいます。)を脱退した中途脱退者(「1. 中途脱退者の範囲」参照)の方につきましては、基本的に制度から「脱退一時金」を支給することになりますが、一定の条件を満たした場合には、脱退一時金を転職の度に持ち運んで通算することにより、老後に年金を受給することが可能となっています。



つきましては、当資料の内容をご確認いただき、脱退一時金の受給以外の選択肢も含めた各選択肢の中から、ご選択・申出をしていただきますようお願い申し上げます。

1. 中途脱退者の範囲

加入期間20年以上、60歳未満で当基金の資格を喪失した方
⇒ あなたは、この中途脱退者に該当します。

2. 移換申出期限

脱退一時金の受給又は移換について、加入資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までに、当基金あてに申し出る必要があります。

あなたが当基金の資格を喪失した日は補足資料(別紙)にご案内しています。
⇒ 再就職(または企業年金連合会、国民年金基金連合会への加入申出)までの期間が1年を超えると、脱退一時金を移換できなくなります。
(ただし、再就職先の年金制度が厚生年金基金の場合は、上記期限または加入資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出る必要があります。)

3. 選択の申出

資格喪失時に、あなたは以下の3つの選択肢から1つを選択する必要があります。
なお、3)を選択した場合で、移換申出期限内に選択を変更する場合は、新たな選択肢を申し出る必要があります。
1) 速やかに脱退一時金を受給する
2) 速やかに企業年金連合会への脱退一時金の移換を申し出る
3) 脱退一時金の繰下げを申し出る(選択を保留する場合を含む)

4. 脱退一時金相当額

脱退一時金算定基礎期間も併せて補足資料(別紙:脱退一時金請求手続きのご案内)に記載しています。

脱退一時金(第2号)用

5. 選択肢

あなたの選択肢は、1年内の再就職の有無、再就職先の企業年金制度の有無等により異なります。各選択肢((1)~(4))の概要・留意点等は以下のとおりです。
下図と併せてご参考ください。

(1) 脱退一時金の受給

- 当基金から脱退一時金を受け取ることができます。
- 加入資格の喪失が退職による場合は、退職所得の取扱いとなります。

(2) 脱退一時金の繰下げ

- 当基金からの脱退一時金を繰り下げて、老齢給付金(年金又は一時金)を受け取ることができます。
- 資格喪失日から1年内に老齢給付金の受給権を取得する方で、取得日までに脱退一時金の受取り又は他制度への移換を行わない場合は、老齢給付金が支給されます。
- 繰下げを選択した場合は、資格喪失後1年内であれば(3)を選択することができます。

(3) 脱退一時金の移換(※すべての脱退一時金を移換することが条件です)

①他の企業年金制度への移換

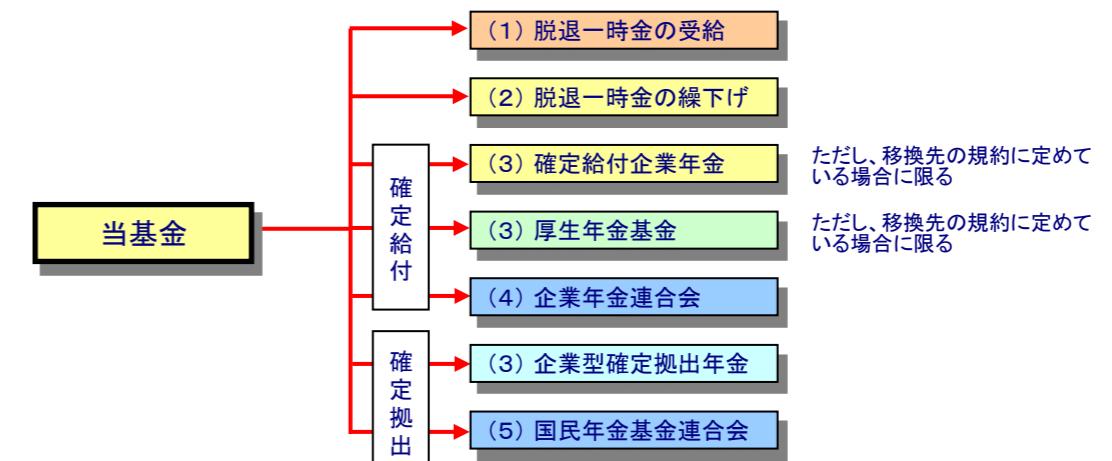
- 再就職先が、確定給付企業年金又は厚生年金基金制度を実施しており、当該企業年金制度の規約で脱退一時金相当額の移換を受けることとしている場合は、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。
- また、再就職先が、確定拠出年金を実施している場合も、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。
- 再就職先の企業年金制度の有無及び制度の内容並びに脱退一時金相当額移換の可否につきましては、再就職先にご照会ください。

②企業年金連合会への移換

- 企業年金連合会は、脱退一時金相当額を通算企業年金として年金化(原則、65歳支給開始、80歳まで保証の終身)して支給してくれる機関です。(条件により一時金でのお支払も可。詳しくは、「通算企業年金のおすすめ」をご確認ください。)
- 移換時に手数料(定額事務費「1,100円」+定率事務費「脱退一時金額による」)がかかります。
- 制度内容等の詳細は、企業年金連合会にご照会ください。(住所、電話番号等の連絡先については、下記をご参照ください。)

③国民年金基金連合会への移換

- 個人型確定拠出年金に加入する場合は、脱退一時金相当額を国民年金基金連合会へ移換することになり、国民年金基金連合会が年金化(原則、60歳支給開始)して支給してくれます。
- 手数料(加入者資格取得又は資産移換時「2,829円」+掛金引落時「105円」)がかかります。
- また、運営管理機関、事務委託金融機関等が徴収する手数料がありますので、詳細は各金融機関等にご照会ください。
- 制度内容等の詳細は、国民年金基金連合会にご照会ください。(住所、電話番号等の連絡先については、下記をご参照ください。)



6. 本人拠出相当額の税法上の取扱(本人拠出相当額が脱退一時金に含まれる場合)

- 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税とされています。
- しかし、確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合、事業主拠出とみなされ、給付時に課税対象となりますので、ご注意ください。

<連絡先>

シロキ工業企業年金基金
〒442-0001
愛知県豊川市千両町下野市場35-1
TEL 0533-89-3150

企業年金連合会
〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10F
TEL 03-5777-2666
HP https://www.pfa.or.jp

国民年金基金連合会
〒106-0032
東京都港区六本木6-1-21
三井住友銀行六本木ビル
[イデコダイヤル] TEL 0570-086-105
HP http://www.npfa.or.jp